

平成28年11月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

11月度の全体の相談受付件数は計125件で、前月度と比較すると27件減、対前年同月比では25件減（新車関係4件減、中古車関係24件減）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「自動車関係団体」、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが多く、全体の約77%を占めています。

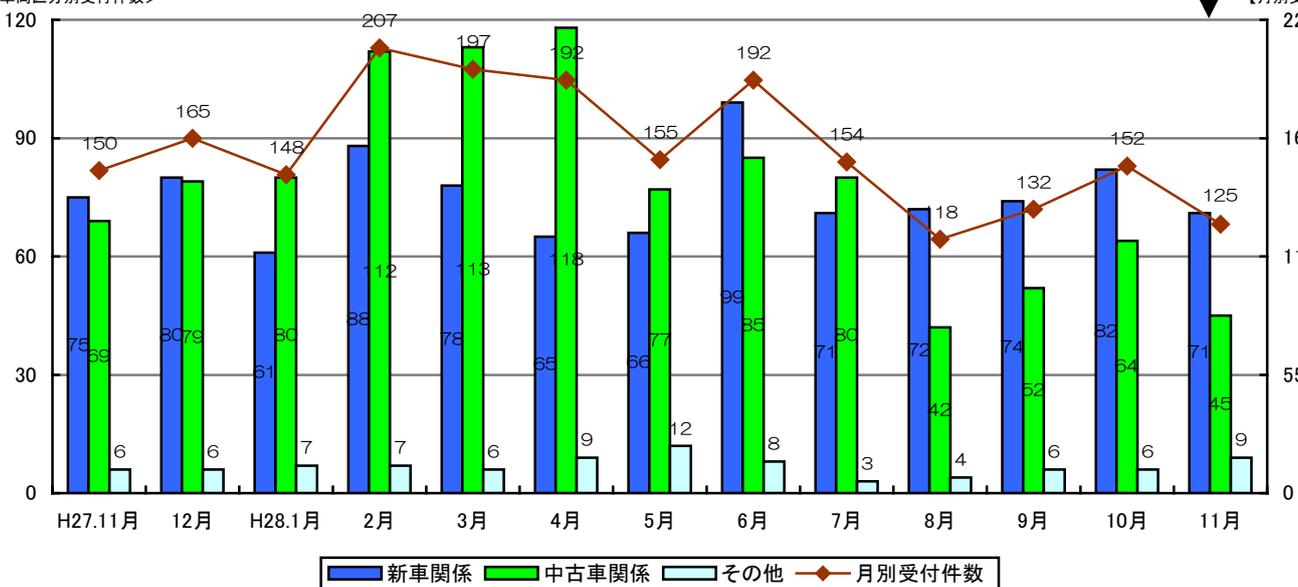
【相談者の内訳・平成28年11月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	71	45	9	125
広告代理店等	36	22	2	60
メーカー系ディーラー	14	3	2	19
自動車関係団体	9	8	1	18
中古車専門店	1	6	1	8
中古車情報誌社	1	2	2	5
メーカー	5	1	0	6
新聞社	3	0	0	3
テレビ・ラジオ局	1	2	1	4
その他	1	1	0	2

【相談受付件数の推移・平成27年11月～平成28年11月】

<車種別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示・値引き表示』に関する問い合わせが多く、購入者へのキャッシュバック等について問い合わせが寄せられました。また、景品関係では、購入者に抽選で新車値引き券を提供する企画や、購入特典として景品と値引き券のいずれかを選択できる企画の可否等について、問い合わせが寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	59	83.1%	その他	0	0.0%
景品関係	12	16.9%	合計	71	100%

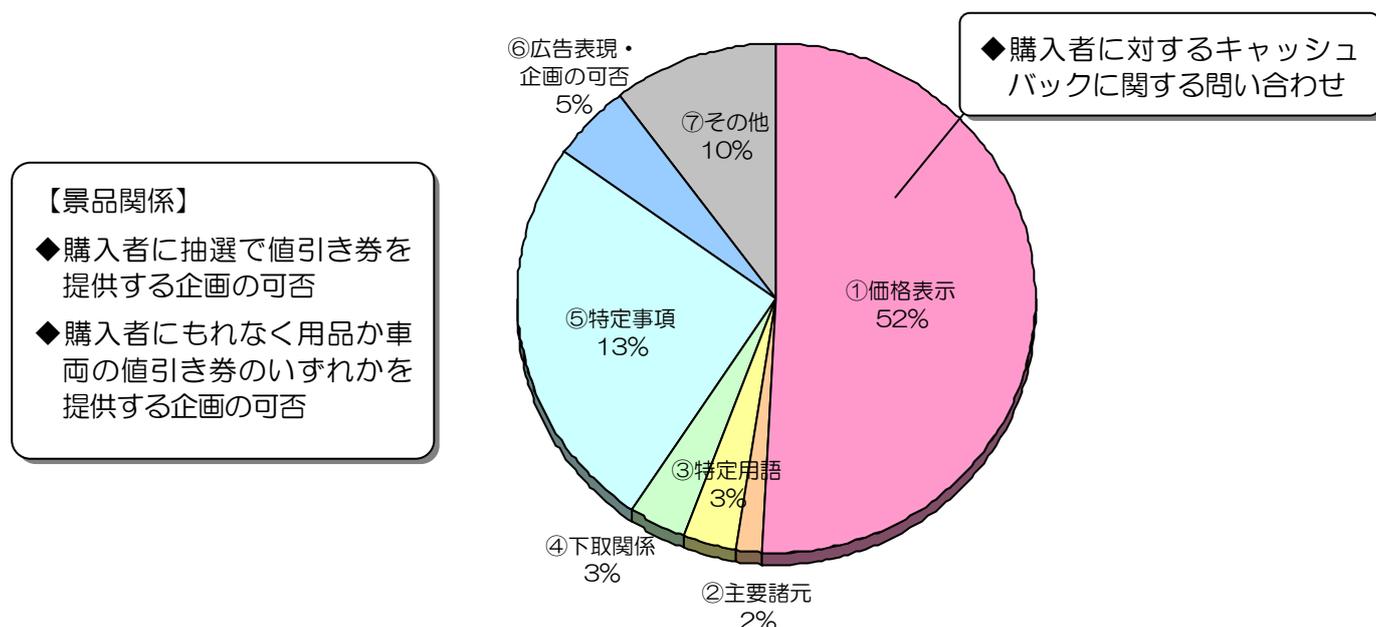
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	30	50.8%	⑤特定事項	15	25.4%
表示方法	8	13.6%	ランキング	1	1.7%
付属品・特別仕様	3	5.1%	燃費	1	1.7%
値引き表示	7	11.9%	安全・環境（ASV技術）	11	18.6%
支払総額	1	1.7%	特別仕様・限定	2	3.4%
割賦・リース	8	13.6%	⑥広告表現・企画の可否	3	5.1%
その他	3	5.1%	広告表現の可否	1	1.7%
②主要諸元	1	1.7%	企画の可否	1	1.7%
③特定用語	2	3.4%	抽象的な問い合わせ	1	1.7%
最上級	2	3.4%	⑦その他（整備・用品関係）	6	10.2%
④下取り関係	2	3.4%	合計	59	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	6	50.0%	オープン懸賞	1	8.3%
一般懸賞（抽選等）	3	25.0%	その他（期間延長等）	2	16.7%
			合計	12	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔新車購入者全員にキャッシュバック（現金の割戻し）は景品類の提供に当たるか〕

Q. 新春フェアにおいて、新車購入者に対してもれなくキャッシュバック（現金の割戻し）を行う企画を考えていますが、キャッシュバックは購入者に対するベタ付による景品類の提供と考えればよいでしょうか？

A. キャッシュバックなどの方法により、取引通念上妥当と認められる基準に従い、支払った代金の割戻しを行うことは、値引きと認められる経済上の利益に該当し、景品規制の適用対象とはなりません。

ただし、①懸賞によりキャッシュバックを行う場合、②割り戻した金銭の用途を制限する場合、③同一の企画においてキャッシュバックと景品類の提供を併せて行う場合は、景品規制の適用対象となります。

①の場合 ⇒ 提供できる最高額は取引価額の20倍（上限10万円）〔一般懸賞の最高額〕

②③の場合 ⇒ 提供できる最高額は取引価額の20%〔総付景品の最高額〕

〔新車購入者に対して抽選で新車値引き券を提供〕

Q. 2017年1月の新春フェアにおいて、新車購入者に対して抽選で「新車の購入時に使用できる、201,700円の車両購入クーポン（新車値引き券）」を提供する企画を考えています。車両購入クーポンの提供は、景品ではなく「値引き」になると聞いたので、値引額の上限に制限はないと考えてよいでしょうか？

A. 新車購入者に対する車両購入クーポン（新車値引き券）の提供は、上記の設問と同様、取引通念上妥当と認められる基準に従い、支払った代金の割戻しを行う、値引きと認められる経済上の利益に該当し、景品規制の適用対象とはなりません。

しかしながら、今回のように、抽選により値引き券を提供する場合は、景品規制の適用対象となり、値引き額が「景品類」とみなされますので、一般懸賞の規制の範囲内（景品類の最高額は10万円）で実施することが必要です。そのため、当該企画は、過大な景品類の提供となりますので、値引き額を10万円以内とする必要があります。

〔新車購入特典として「新車値引き券 or オプション」のいずれかを選択できる場合の値引き券の扱い〕

Q. 新春フェアにおいて、車両本体価格100万円の新車を購入した方にもれなく、①カーナビ+アルミ・タイヤセット（20万円相当）、②25万円の新車値引き券、のいずれかを選択していただき、プレゼントする企画を考えています。①の景品は車両価格の20%以内、②は値引きなので問題ないと思いますが、いかがでしょうか？

A. 新車購入者に対する新車値引き券の提供は、上記の設問と同様、取引通念上妥当と認められる基準に従い、支払った代金の割戻しを行う、値引きと認められる経済上の利益に該当し、景品規制の適用対象とはなりません。

しかしながら、今回のように、同一の企画において値引き券と景品類（タイヤセット）のいずれかを選択できる場合は、景品規制の適用対象となり、値引き額が「景品類」とみなされますので、総付景品の規制の範囲内（景品類の最高額は取引価額の20%）で実施することが必要です。そのため、当該企画は、過大な景品類の提供となりますので、値引き額を車両本体価格の20%以内（今回のケースでは20万円以内）とする必要があります。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、[AFTC INFORMATION「『未使用車販売』の不当な表示・不適切な販売方法について](#)」に関連して、パック商品を購入条件とした場合の表示についての問い合わせが寄せられました。また、景品関係では、宝くじや普段販売していない商品を景品として提供する場合の景品類の価額の算出方法等について、問い合わせが寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	37	82.2%	その他	3	6.7%
景品関係	5	11.1%	合計	45	100%

【表示関係の相談内訳】

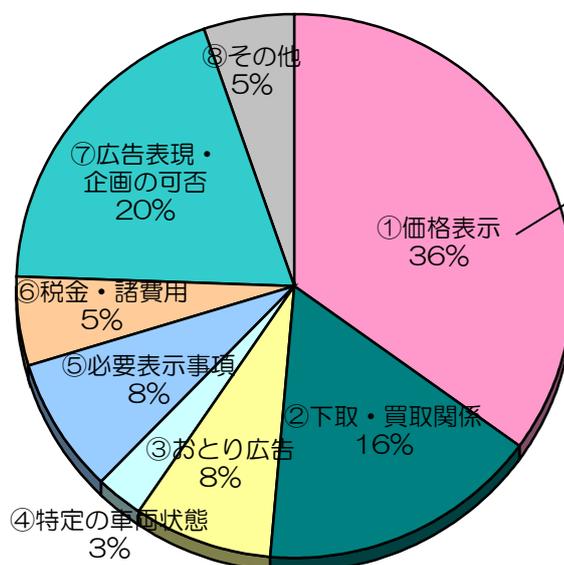
相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	13	35.1%	⑤必要表示事項	3	8.1%
表示方法	6	16.2%	定期点検整備実施状況	3	8.1%
値引き表示	1	2.7%	⑥税金・諸費用	2	5.4%
支払い総額	4	10.8%	諸費用	2	5.4%
割賦・リース	2	5.4%	⑦広告表現・企画の可否	7	18.9%
②下取・買取関係	6	16.2%	広告表現の可否	4	10.8%
③おとり広告	3	8.1%	抽象的な問い合わせ	3	8.1%
④特定の車両状態	1	2.7%	⑧その他	2	5.4%
			合計	37	100%

【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	2	40.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	2	40.0%	その他	1	20.0%
			合計	5	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容

- 【景品関係】
- ◆景品として宝くじを提供する場合の景品価額の算定
 - ◆普段販売していない商品を景品として提供する場合の景品価額の算定



◆パック商品を購入条件とした場合の表示方法

広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔AFTC INFORMATION 『未使用車販売』の不当な表示・不適切な販売方法について〕に関連する問い合わせ〕

◆「パック商品の購入が条件である」旨を表示することについて

Q. AFTC INFORMATION を見ましたが、車両を販売する際、乗出しパック等の商品の購入を条件としている場合、パック商品を含まない車両価格のみを表示した上で、「パック商品の購入が条件である」旨を表示すれば問題ないでしょうか？

A. 「販売価格」は、店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格を表示する必要があります。したがって、車両と併せてパック商品等の購入を条件としている場合は、車両本体のみの価格ではなく、当該パック商品等を含めた価格を「販売価格」として表示する必要があります。よって、「パック商品の購入が条件である」旨を表示したとしても、車両本体のみの価格を表示することは問題となります。

※関連規定

＜中古車施行規則第6条＞

「販売価格」を表示する場合には、店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格を表示し、かつ、保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等は含まれていない旨を併記するものとする。

〔宝くじを景品として提供する場合の景品の価額の考え方〕

Q. 新春フェアにおいて、車両の購入者に宝くじをプレゼントする企画を考えていますが、その宝くじが当選した場合、当選金は最高で1等▲億円となります。抽選の方法により提供できる景品類の最高額（10万円）を超えてしまいますが、このような企画を実施することは問題となりますか？

A. 宝くじを景品として提供する場合、景品類の価額については、当選金の額ではなく、宝くじの販売価格で算出することになります。

よって、提供する宝くじの販売価格の合計額が、ベタ付による提供の場合は車両価格の20%以内、抽選による提供の場合は車両価格の20倍（上限10万円）以内であれば実施することができます。

〔普段販売していない商品を景品として提供する場合の景品類の価額算定の考え方〕

Q. 新春フェアにおいて、車両の購入者に、弊社では販売していない液晶テレビ等の家電をプレゼントする企画を考えています。提供する家電のメーカー希望小売価格は、オープン価格となっているのですが、景品の価額はどのように算定したらよいでしょうか？

A. 景品の価額を算定する場合、提供を受ける人がその景品を通常購入するときの価格（市価）が基準となります。そのため、自社で販売していない商品やオープン価格の商品については、近隣の店舗等で通常販売されている価格が市価となります。

なお、台数限定の特別価格や、インターネット上のショッピングサイトでの最安値等、目玉商品的な廉価品の価格は、市価とはみなされませんので注意してください。